

令和8年度 宮崎地方最低賃金審議会 第5回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和8年8月24日（月）午後1時28分～午後9時32分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （各委員は五十音順）

公益代表委員 橋口、宮川、森部

労働者代表委員 鎌田、重黒木、白崎

使用者代表委員 酒匂、中原、宮崎

事務局 三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

皆さま、本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまから第5回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は9名の委員、全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定員数を満たしていることをご報告申し上げます。

そして本日の議事録の確認の件ですけれども、今回は白崎委員と宮崎委員にお願いしてよろしいでしょうか。

【白崎委員・宮崎委員】

はい。

【室長補佐】

よろしく願いいたします。また、当専門部会の開催について公示を行いましたところ2名の申し込みがあり、本日傍聴されていますことをご報告申し上げます。

傍聴者の方におかれましては、傍聴に当たっての遵守事項を厳守の上、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議の資料につきましては、傍聴席にも閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、持ち帰りになられることはお控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合は、そちらをご利用いただきましょうお願いいたします。

それでは、以後の議事進行を森部部会長にお願いしたいと思います。森部部会長、どうぞよろしく願いいたします

【森部部会長】

はい、それでは第5回目の専門部会を開催したいと思います。よろしくお願いします。それではまず本日配布されている資料につきまして、説明の方をお願いします。

【賃金室長】

はい。委員の皆様の机上に、全国の結審状況を一枚お配りしております。

金曜日の時点から更新されているところとしては愛媛県が結審となっております。60 円で、プラス 4 円、11 月 1 日指定日発効という形になっております。あと先ほど本省からメールが届いたばかりで、資料の修正が間に合いませんでしたが、茨城でプラス 6 円ということで 62 円というのが出たというふうに聞いております。以上、ご紹介させていただきます。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。今の説明につきまして、何かございますでしょうか。

【賃金室長】

すいません、もう一つ。徳島もプラス 1 円の 57 円。指定日の 11 月 1 日発効ということで、茨城は法定発効というふうに聞いています。

【森部部会長】

はい、ありがとうございます。今の件につきまして、何か質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

それでは無いようですので、協議に入りたいと思います。前回の第 4 回専門部会において、金額審議がなされました。

労側が 70 円引上げの 1,093 円、

使側が 56 円引上げの 1,079 円

という提示でした。本日の時点で改めて労側、使側それぞれから金額提示を含んだお考えをいただきたいと思っております。進行ですが、全体会議で進めていくか、それとも個別協議で進めていくか、いかがでしょうか。労側はいかがでしょうか。

【白崎委員】

労側は個別でお願いしたいと思います。

【森部部会長】

使側も個別でよろしいですか。

【宮崎委員】

はい。

【森部部会長】

分かりました。個別協議により行うことになりますので、まずは公労で行った後に、公使で行いたいと思います。それでは、使側は控室までお願いいたします。

(使側委員を控室へ案内)

< 1 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 1 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 2 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 2 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 3 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 3 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 4 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 4 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 5 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 5 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 6 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 6 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 7 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 7 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 8 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員を控室へ案内、使側委員を呼び込み)

< 8 回目の公使個別協議開始 >

(公使個別協議終了後、使側委員を控室へ案内、労側委員を呼び込み)

< 9 回目の公労個別協議開始 >

(公労個別協議終了後、労側委員着席のまま、使側委員を呼び込み)

< 全体協議の再開 >

【森部部長】

はい、それでは全体協議に入りたいと思います。個別協議の結果、金額が 62 円引き上げの時間額 1,085 円で、そこまでは合意したのですが、発効日のところで、若干、意見の隔たりがあり、結果、使側と公益賛成で、労側反対という形で、次回の第 6 回専門部会を迎えることになりました。そこで採決の後、本審を開いて、答申という流れになると思います。これについて何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

(意見、質問等なし)

はい、それではこれから公益見解の文章等を作りますので、しばらくお待ちください。

【賃金室長】

はい。少し控室でお待ちいただいてよろしいですか。

【橋口部会長代理】

どれくらい。20 分くらい。

【賃金室長】

今までの議論の分を含めて修正はしたいと思いますので、10 分程度はお待ちいただけますか。

【橋口部会長代理】

今日、持ち帰った方がいいですよ。明日とかじゃなくて。

【鎌田委員】

おそらく、これを確認したら時間がかかなり遅くなるんじゃないですか。どうせ明日、専門部会するわけでしょ。あ、明日出したらって意味でおっしゃったんですか。

【橋口部会長代理】

まあ、それは無いですかね。

【賃金室長】

皆さんの、ご意向として、持ち帰りということで今まで来ているので。

【橋口部会長代理】

持ち帰りで来ているので、今出そうとしてるんだけど、それはそれでいいですよ。

【森部部会長】

すみません。それでは少しお待ちください。

(労側委員、使側委員を控室へ案内)

<公益委員見解(案)、付帯決議(案)を作成>

(労側委員、使側委員を呼び込み)

<全体協議の再開>

【森部部会長】

はい、それでは全体協議を再開したいと思います。事務局により公益見解を作成していただきました。若干の修正点がありますので、こちらは口頭でお知らせします。こちらの公益見解と、

あともう一つ、お手元にお配りしている付帯決議という2つの文書があります。こちらの方ですね。まず公益見解について簡単に読み上げたいと思います。「はじめに」の後、労働側の意見と使用者側の意見、そして公益側の見解という形でまとめさせていただいています。細かなデータ等を載せております。

具体的には、8ページの「以上により」のところから読み上げたいと思います。「以上により、中央最低賃金審議会の目安が、「地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきもの」であるため、目安額を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項の3要素をもとに宮崎県の最低賃金の引上げ額を検討すると、依然として消費者物価、特に最低賃金に近い水準の労働者の生活に影響を与える「食料」の上昇率が3.9%と高水準であること、また、宮崎市のエンゲル係数を考慮したこと、一方で、宮崎県の企業の業況判断D Iは大幅に低下し、多くの企業について物価上昇、中東情勢が業況判断に影響していること、加えて、宮崎県の価格転嫁率は前回調査から10ポイント程度低下しており、賃上げの原資の確保が難しい企業が存在すること、さらに、Cランクの時間額の平均額と宮崎県の最低賃金額の額差を是正する必要があること、高校生の県内就職内定率が59.5%と全国で下から3番目、Cランクで下から2番目という状況にあり、若年層の県外流出が継続している実態があること、あわせて、最低賃金法の趣旨・目的が「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」にあることから、地域間格差」、ここの「格差」のところは「額差」と修正してください。続けますと「地域間額差も考慮する必要があること等を総合的に勘案し、62円の引上げ、1,085円と」、ここの85円のところが赤字になっていますが次までに黒字に修正しておきます。「62円の引上げ、1,085円とすることが妥当であると考え。また、発効日については、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）に基づき、上記労使双方の代表委員の意見を踏まえ、金額審議と並行して議論し、法定発効で一致したが、具体的な発効日の合意に至らなかった。」ということです。このような見解で次回審議したいと思います。一旦、こちらの方を持ち帰っていただきまして、次回の審議で議論をしていきたいと思います。加えまして、先ほど説明しましたように付帯決議につきましても同じように今回持ち帰っていただき、確認した上で次回の専門委員会で議論をしていきたいと思います。今までのところで何か質問等はございますでしょうか。

【賃金室長】

もう一箇所、最後のページ、9ページのところの数字の5の項目との間が何行か空いてしまっていますので、ここは次回までに修正させていただきます。

【森部部会長】

行間を詰めるということになります。はい、それでは無ければ、よろしいですか。

【鎌田委員】

一点だけ。最後の5の「政府に対する要望」というのは例年入ってるんですけど。

【賃金室長】

はい、例年入れています。

【森部部会長】

他に何か気になることがあればお願いします。

【橋口部会長代理】

今の要望の最後の方とかは、少し踏み込んで出さしてもらっている内容もあります。

【森部部会長】

他に何か。

【酒匂委員】

9ページ目の前段の発効日の表現のところなんですけど、「金額審議と並行して議論し、法定発効で一致したが、具体的な発効日の合意に至らなかった。」というところですが、法定発効の場合は、具体的な発効日は指定できるんですか。法定発効は自動的に決まるものではないですかね。

【賃金室長】

そうですね。法定発効は答申日によって決まるという形になります。

【酒匂委員】

そのように決まるのが法定発効と認識していましたが。

【賃金室長】

そうですね。

【酒匂委員】

合意に至れるものなのか、日にちを決めて、この日を法定発効日にしようという選択肢があるのですか。無いのが法定発効日ですよね。なので、この表現が必要なのかどうかがよく分かりませんが。

【中原委員】

「一致した。」でいいのでは。

【酒匂委員】

「法定発効で一致した。」ということですよ。

【森部部会長】

「一致した。」でいいですよ。

【橋口部会長代理】

確かに、その方がいいですね。

【森部部長】

それでは、ここは「一致した。」という形で修正をお願いします。他に質問はないでしょうか。

(質問等なし)

それでは、一旦持ち帰っていただいて、この見解についてご意見があった場合は、次回の第6回専門部会でまた議論していただければと思います。次回は採決がございますので、よろしくお願いいたします。それでは、よろしいですか。

【賃金室長】

すみません、もう一箇所。最後のページの(4)、(5)のところが、少し段が乱れていますので、そこは修正させていただきます。

【森部部長】

段落の部分ですね。こちらの文書の形式のところを修正したいと思います。

それでは無ければ、次回、第6回専門部会は、8月25日、火曜日、午後1時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成しますので、白崎委員と宮崎委員に確認をお願いします。よろしくお願いいたします。また、本日の議事録につきましては、公・労あるいは公・使の個別協議につきましては、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから、非公開とします。なお、公・労・使の3者が揃った審議につきましては、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第2項の規定により公開とします。公開についてご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

はい、ご異議無しとします。それでは本日の専門部会はこれで終わりたいと思います。本日は誠にありがとうございます。

部 会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
